

第1回福岡市立児童心理治療施設指定管理者選定・評価委員会 議事要旨

●日時

令和6年7月1日（月）13:00～14:20

●場所

福岡市役所9階 特別会議室2

●参加者

委員:5名

事務局:こども未来局こども健やか部こども家庭課

次期指定管理者選定スケジュールについて

事務局:説明

委員:異議なし

次期指定管理者の募集及び選定基準について

事務局:説明

委員:現在の指定管理者をプラスで評価することはできるか。

事務局:指定管理のガイドラインではインセンティブ・ペナルティがあるが、当施設では採用していない。

委員:指定管理という制度のため一律5年という期間になったと思うが、期間を長く設定することは可能か。他の類似の施設でも指定管理を採用しているか。

事務局:障がい児通園施設は指定管理を採用している。

委員:他の施設では、現在の指定管理者が応募したときに、5年間の実績によりプラスの評価をすることができると聞いている。

事務局:本施設では、選定基準の中で総合的に評価をしてもらいたい。

委員:第2回選定・評価委員会で応募者に対するヒアリングをするが、その場で委員が意見を述べることはできるか。

事務局:委員会では意見を伺う場となっており、決定の場ではないが、意見は述べていただいて構わない。

委員:他の評価委員会では、委員全体で意見をまとめて、委員の合意で意見書を提出しているようだ。ヒアリングでは、応募者に対して質問し、その回答等をもとに評価する。評価委員会の意見を応募者に伝えても良いのではないか。

事務局:応募者に対する意見は、委員会として伝えることが可能である。

委員:指定管理者が変わると職員が全員変わるのか。

事務局:基本的には職員は変わる見込みである。

委員:急に職員が全部変わるのは施設の運営としてどうなのか。子どもへの影響が心

配である。この施設は指定管理制度に馴染むのか、管理者が5年ごとに変わることが適切なのかと思う一方で、法人にとっては公募することで緊張感を持って業務にあたるという良い点もあると思う。

委員 : 確かに、5年ごとに指定管理者が変わる可能性があることで法人にとっては緊張感があって良いのではないか。

委員 : 他の施設では、保護者会の代表が委員会に参加しており、保護者の意見が反映されるが、児童心理治療施設では保護者の会はあるか。

事務局 : 当施設にはない。

委員 : 利用者に現在の施設に対する評価やアンケートを実施してはどうか。

事務局 : 入所している児童へのアンケートは、児童が不安定な状況にあるなどの特性から、与える影響を考慮して実施していない。

委員 : 他都市の児童心理治療施設では運営者の交替にあたり、半年前から引継ぎをしていたと聞いている。

事務局 : 仕様書の中で、引継ぎの期間について児童への影響を考慮し、必要な期間をとることができるよう記載している。

委員 : 管理運営に関するマニュアルの所有は、指定管理者に属するのか。

事務局 : 指定管理者が変更となった場合、マニュアルなどは次期管理者に参考として提示することも可能である。

委員 : 第2回委員会での応募者ヒアリングでは、質問のための時間を十分に取ってもらいたい。

事務局 : 了解した。質問の時間を十分に設定する。